令和　年度 保育料減免措置に関する調書

長岡京市福祉事務所長　様

下記の児童について、保育料減免措置に関する調書を提出します。
また、記載内容について、福祉事務所が照会することに同意します。

▼　該当する項目に記載、〇で囲んでください。

１　きょうだい児減免

・同一世帯で２人以上の児童（就学前）が保育施設、幼稚園、認定こども園、事業所内認可保育施設、企業主導型保育施設、障がい児通所（園）施設を利用している場合、保育料が第２子は半額、第３子は０円となります。
・京都府第３子以降保育料無償化事業の適用により、市民税所得割額の合計が 169,000 円未満で、18 歳未満の児童が３人以上いる世帯の第３子以降の児童である場合には、保育料は０円となります。

※上記に該当する場合で適用されていない場合や年度途中で変更がある場合は、下記に記載して提出してください。

・児童氏名　（　　　　　　　　　　　　）入所施設名　（　　　　　　　　　　　　　　　）
生年月日　（平成・令和　　年　　月　　日）

・児童氏名　（　　　　　　　　　　　　）入所施設名　（　　　　　　　　　　　　　　　）
生年月日　（平成・令和　　年　　月　　日）

・児童氏名　（　　　　　　　　　　　　）入所施設名　（　　　　　　　　　　　　　　　）
生年月日　（平成・令和　　年　　月　　日）

２　ひとり親世帯（祖父母等と同居をしているが、父または母のみで生計を維持している場合）

添付書類：父または母の継続的な収入が分かるもの

（ 健康保険証　・　直近３ヶ月の給与明細　・　その他（　　　　　　　　　　　）　）

３　在宅障がい児（者）を有する世帯

・在宅障がい児（者）の続柄　（　本人　・　父　・　母　・　きょうだい・　　　　　）

・添付書類　（ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 精神障害者保健福祉手帳 ・ 特別児童扶養手当証書 ・ 年金証書 ）